

令和2年度 第3回 四国中央市農業委員会
総会議事録

四国中央市農業委員会

令和2年度第3回農業委員会総会日程表

日 時 令和2年6月5日（金） 午後1時30分～
場 所 消防防災センター 3階会議室
招集者 四国中央市農業委員会会長 高橋 博

議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見
について
日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
日程第6 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
日程第7 諮問第1号 法定外公共財産（道・水路）の用途廃止について

追加議案

- 日程第8 議案第5号 農地利用最適化推進委員の辞任届に伴う同意について

出席委員（18名）

- | | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 1 大西嘉一郎 | 2 尾藤元一 | 3 高橋忠明 | 4 横尾昇 |
| 5 押条和司朗 | 6 中泉敏則 | 7 鈴木修三 | 8 篠原京子 |
| 9 星川俊夫 | 10 高橋博 | 11 坂上宏 | 12 眞鍋晴豊 |
| 13 鈴木博美 | 14 高橋藤信 | 15 鈴木和治 | 16 鈴木秀幸 |
| 17 寺尾悟志 | 18 則友祝幸 | | |

出席農地利用最適化推進委員（23名）

- | | | | |
|--------|--------|--------|--------|
| 1 脇純樹 | 2 石川茂 | 3 薦田悦男 | 4 森川雅之 |
| 5 石川俊治 | 6 佐藤保之 | 7 宇高勉 | 8 鎌倉静夫 |

9 尾崎之隆	10 喜井仁志	11 村上紘一	12 三宅恒久
14 受川清男	15 河村一碩	17 鈴木一郎	18 眞鍋聖二
19 川上雅司	20 渡辺昇	21 越智寧	22 村上佳清
23 近藤良啓	24 高橋祥志	25 鈴木敏也	

欠席委員（1名）

19 石川武将

欠席農地利用最適化推進委員（2名）

13 高橋健志 16 合田篤夫

出席した職員

事務局長 篠原敬三	次長 石川考太	係長 大西かおり
係長 三村真都華	主査 金子愛弓	

第3回 四国中央市農業委員会総会 議事録

開会 令和2年6月5日(13:30~)
消防防災センター 3階 会議室

局長 みなさん、ご起立願います。

局長 「礼」ご着席ください。

局長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願いいたします。

会長 (会長挨拶)

議長 只今の出席委員数は、18名であります。

議長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議長 よって、第3回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議長 これより、会議を開きます。

議長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、

19番 石川 武将 (いしかわ たけゆき) 委員
から欠席届がありましたので、ご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員の

13番 高橋 健志 (たかはし たけし) 委員

16番 合田 篤夫 (ごうだ あつお) 委員

より欠席届がありましたので、お知らせいたします。

議長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、

4番 横尾 昇 (よこお のぼる) 委員

8番 篠原 京子 (しのはら きょうこ) 委員

を指名いたします。

議長 日程第2、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

議長 報告を求めます。三村 真都華（みむら まどか）君

三村係長 それでは、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知について」説明いたします。

番号1の案件については、令和2年4月16日解約。

番号2の案件については、令和2年4月15日解約。

番号3の案件については、令和2年4月19日解約。

番号4の案件については、令和2年4月26日解約。

番号5の案件については、令和2年5月1日解約。

番号6の案件については、令和2年2月9日解約。

番号7の案件については、令和2年5月10日解約。

番号8の案件については、令和2年5月10日解約

以上、8件の解約通知がありましたので報告します。

議長 以上で報告は終わりました。

議長 日程第3、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による 許可申請について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。三村 真都華（みむら まどか）君

三村係長 それでは、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による 許可申請について」説明いたします。

申請案件すべて、農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。

番号1の案件については、売買による所有権移転です。近隣で耕作便利のため申請するもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。

番号2の案件については、売買による所有権移転です。許可後は水稻の作付けを予定しています。

番号3の案件については、贈与による所有権移転です。渡し人は高齢で耕作できないため、申請地近隣の親戚へ贈与するものです。許可後は水稻の作付けを予定しています。

番号4の案件については、小作地開放です。所有権を買い取り、経営の安定を目指すものです。許可後は水稻、里芋の作付けを予定しています。

番号5の案件については、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため申請するもので、許可後は水稻の作付け、里芋の栽培を予定しています。

番号6の案件については、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため申請するもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。

番号7の案件については、売買による所有権移転です。受人は申請地に隣接する土地で果樹を栽培しており、経営規模拡大のため申請するもので、現在申請地は荒廃化している状態ではありますが、整備した後（のち）、柑橘の栽培を予定しています。

番号8の案件については、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため申請するもので、許可後は野菜の栽培を予定しています。

番号9の案件については、売買による所有権移転です。受人は近隣農地で水稻を作付けしており今回、経営規模拡大のため申請するもので、現在、申請地は、雑草等が繁茂しておりますが、許可後は直ちに耕作し、米、野菜の作付けを予定しています。

番号10の案件については、親子間による使用貸借権の設定です。渡し人は後継者へ経営移譲するため申請するもので、許可後も水稻、里芋の栽培を予定しています。

番号11の案件については、贈与による所有権移転です。渡し人は農地を相続しましたが農業未経験のため管理ができず、申請地近隣で農業を営む受人へ贈与するものです。許可後は水稻、里芋の栽培を予定しています。

番号12の案件については、売買による所有権移転です。受人は近隣で耕作便利のため申請するもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。

番号13の案件については、売買による所有権移転です。受人は経営規模拡大のため申請するもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。

番号14の案件については、売買による所有権移転です。受人は近隣で耕作便利のため申請するもので、許可後は野菜の栽培を予定しています。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 番号1番、について質疑ありませんか。

委員 特に異議ありません。

議長 続まして2番

委員 特に異議ありません。

議長 3番

委員 特に異議ありません。

議長 4番

委員 特に異議ありません。

議長 5番

委員 特に異議ありません。

議長 6番

委員 特に異議ありません。

議長 7番

委員 特に異議ありません。

議長 8番

委員 特に異議ありません。

議長 9番

委員 特に異議ありません。

議長 10番

委員 特に異議ありません。

議長 11番

委員 特に異議ありません。

議長 12番

委員 特に異議ありません。

議長 13番

委員 特に異議ありません。

議長 14番

委員 特に異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声。)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

議長 よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程第4、議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について」、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。石川 考太(こうた)君

石川次長 それでは、議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について」説明いたします。

番号1の案件については、申請者は昭和49年に自己住宅を建築する目的で許可を受けましたが、諸事情により転用を行えなくなりました。当初計

画者は当時、別の場所で事業を営んでいましたが、会社が軌道にのり、使用していた自宅兼事務所が手狭になったため、申請地に平成4年頃店舗兼倉庫を建築しました。なお既に建築されているため、始末書が提出されています。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 番号1番

委員 特に異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声。)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について」原案のとおり賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって、議案第2号は、許可相当と認め、進達することに決しました。

議長 日程第5、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。石川 考太(こうた)君

石川 それでは、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」説明いたします。

申請件数は14件で、すべての案件について、許可要件である「立地基準」「一般基準」ともに満たしております。

番号1の案件については、受人は不動産賃貸業を営んでいますが、日当た

りが良く太陽光発電事業に適している申請地を譲り受けて太陽光発電設備を建設するものです。

番号2と3については受人が同一人ですので、まとめて説明します。

番号2と3の案件については、受人は現在賃貸住宅に居住しておりますが、手狭であるため、受人の父の実家に近い申請地を譲り受けての一般個人住宅建設です。

番号4の案件については、前面道路が狭いため、申請地を譲り受けての進入路拡幅です。

番号5の案件については、受人は将来も需要を見込める太陽光売電業を営む計画から、日当たりが良く太陽光発電事業に適している申請地に地上権を設定し借り受ける太陽光発電設備の建設です。

番号6の案件については、受人は介護保険施設を運営していますが、介護需要が高まる中、質の高いサービスを申請地域でも提供できるよう、申請地を譲り受けての介護保険施設建設です。

番号7の案件については、受人は太陽光の売電により安定的な収入を得るため、日当たりが良く太陽光発電事業に適している申請地を譲り受けての太陽光発電設備建設です。

番号8と9の案件については、受人、渡し人ともに同一人ですので、まとめて説明します。受人は太陽光売電業を営む法人であり、渡し人はその法人の代表取締役とは親子関係にあります。今回日当たりが良く太陽光発電事業に適している申請地を借り受けての太陽光発電施設建設です。

番号10の案件については、受人は現在賃貸住宅に居住しておりますが、手狭であるため、住環境の整った申請地を譲り受けての一般個人住宅建築です。なお既に造成されておりますが、始末書が提出されています。

番号11の案件については、受人は今後の生活の糧として太陽光売電業を営むため、日当たりが良く太陽光発電事業に適している申請地を譲り受け

ての太陽光発電設備建設です。

番号12、13の案件については、受人が同一人のため、まとめて説明します。受人は宅地建物取引業を営んでいますが、現在同地域内で住宅の建設を希望するお客様が多いことから、生活施設から近く、住環境の整った申請地を譲り受けての分譲宅地造成です。

番号14、15の案件については、受人が同一人のため、まとめて説明します。受人は社宅にて家族と居住していますが、子どもの成長に伴い手狭になってきたため、祖父所有の申請地を借り受け、さらに隣地の一部を譲り受けての一般個人住宅建築です。

番号16から31は受人が同一人ですのでまとめて説明します。受人は愛媛県東部の香川県境に近くに本社兼倉庫を置き運送業及び倉庫業を営んでいます。取引先の大半が市内西部に集中し業務に支障をきたしているため、申請地を譲り受けて本社兼倉庫を移転するものです。

3000㎡を超える案件ですので、開発許可が必要となることから、排水計画等については、都市計画課の開発協議の中で協議されております。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願ひします。

議長 番号1番

委員 特に異議ありません。

議長 2番

委員 特に異議ありません。

議長 3番

委員 特に異議ありません。

議長 4番

委員	特に異議ありません。
議長	5番
委員	特に異議ありません。
議長	6番
委員	特に異議ありません。
議長	7番
委員	特に異議ありません。
議長	8番
委員	特に異議ありません。
議長	9番
委員	特に異議ありません。
議長	10番
委員	特に異議ありません。
議長	11番
委員	特に異議ありません。
議長	12番
委員	特に異議ありません。
議長	13番
委員	特に異議ありません。
議長	14番
委員	特に異議ありません。
議長	15番
委員	特に異議ありません。
議長	16番から31番
委員	特に異議ありません。
議長	ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声。)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、原案のとおり賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって、議案第3号は、許可相当と認め、進達することに決しました。

議長 日程第6、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく、「農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。三村 真都華 (みむら まどか) 君

三村係長 それでは、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく、「農地利用集積計画の承認について」説明いたします。

番号1の案件については、5年間の使用貸借です。

番号2の案件については、10年間の使用貸借です。

番号3の案件については、15年間の使用貸借です。

番号4の案件については、5年間の使用貸借です。

番号5の案件については、5年間の使用貸借です。

番号6の案件については、5年間の使用貸借です。

番号7の案件については、9ヶ月の使用貸借です。受け人は、昨年、農業・福祉連携の一環とし農地法第3条の許可を得、申請地を借り受けて農業に従事していましたが、両者より借り受け方法についての変更申し出があり、一旦合意解約を行い、今回新たに利用権設定するものです。

番号8から16については再設定ですので説明は省略します。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。なお、番号8番から16番については再設定であります。

議長 これより、質疑にはいります。
委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 番号1番、質疑はありますか。
委員 特に異議ありません。

議長 2番
委員 特に異議ありません。

議長 3番
委員 特に異議ありません。

議長 4番
委員 特に異議ありません。

議長 5番
委員 特に異議ありません。

議長 6番
委員 特に異議ありません。

議長 7番
委員 特に異議ありません。

議長 番号8番から16番までの再設定について質疑はありますか。
委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第5号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認」
について、支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の挙手を求めま
す。
委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第5号は、支障がない旨の意見とすることに決しました。

議長 日程第7、諮問第1号、「法定外公共財産(道・水路)の用途廃止につい

て」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。金子 愛弓（あゆみ）君

金子 それでは、諮問第1号、「法定外公共財産（道・水路）の用途廃止について」説明いたします。

番号1については、先程議案第3号「農地法5条第1項の許可申請」、議案書「14ページ、番号16」から「19ページ、番号31」で説明した「本社・倉庫建設」に関連する案件で、建設予定敷地内に存する「水路」及び「道路」を「用途廃止」または「付け替え」を行い事業用地として一体利用を図るものです。

なお、「用途廃止」または「付け替え」の計画については、地元土地改良区及び隣接土地所有者の同意書が添付されています。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 番号1番、質疑はありませんか。

委員 特にありません。

議長 1番

委員 特にありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 （「特になし。」との声）

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 諮問第1号、「法定外公共財産（道・水路）の用途廃止について」は、廃止しても支障がない旨の意見とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委員 （挙手全員）

議長 挙手全員であります。

よって、諮問第1号は、廃止しても支障がない旨の意見とすることに決し

ました。

議長 日程第8、議案第5号、「農地利用最適化推進委員の辞任届に伴う同意について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。大西 かおり君

大西 それでは、議案第5号、「農地利用最適化推進委員の辞任届に伴う同意について」説明いたします。本日配布いたしました、追加提案分議案書1ページをお開きください。

令和2年5月25日、高橋健志委員より健康上の理由により、令和2年5月31日付けで、農業委員会等に関する法律第23条に基づき、辞任届の提出がありました。

同法第23条では、推進委員の辞任については、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て辞任することができるのとあります。

よって、農業委員会の同意を求めるものであります。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 質疑はありませんか。

委員 （「特になし。」との声）

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第5号、「農地利用最適化推進委員の辞任に伴う同意について」、同意することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 （挙手全員）

議長 挙手全員であります。

よって、議案第5号は、同意することに決しました。

議長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

議 長 これより、その他の協議にはいります。委員の皆さんから、何かご意見等
がありましたらお願いします。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 ないようでしたら、局長より、その他事務報告をお願いします。

局 長 （事務報告）

議 長 長時間にわたり、慎重なご審議、誠にありがとうございました。
これをもちまして、第3回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。
ご協力、ありがとうございました。

局 長 ご起立願います。

局 長 「礼」、お疲れ様でした。

閉会時間（14：06）

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長 高 橋 稔

委 員 横 尾 昇

委 員 篠 原 京 子
